掛川市条例第１３号

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和２年３月２３日

掛川市長

（別紙）

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改　正　前	改　正　後
（公募の例外） 第５条　市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1)～(4)　（略） (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第３条第３項若しくは第４項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却 (6)～(8)　（略） （収入の申告等） 第15条　（略） ２　前項の規定による収入の申告は、省令第８条に規定する方法によるものとする。 ３・４　（略） （住宅の明渡しの請求） 第41条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項第１号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年５分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額以下	（公募の例外） 第５条　市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 (1)～(4)　（略） (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第３条第４項若しくは第５項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却 (6)～(8)　（略） （収入の申告等） 第15条　（略） ２　前項の規定による収入の申告は、省令第７条に規定する方法によるものとする。 ３・４　（略） （住宅の明渡しの請求） 第41条　（略） ２　（略） ３　市長は、第１項第１号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同

の金銭を徴収することができる。 ４～６　（略）	種の住宅の家賃の額の２倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。 ４～６　（略）

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。